

側代表中山登ト会見直接折衝ノ結果左記条件ニテ円満
解決セリ

記

解決条件

- 一 従業員櫻井源藏外八名ハ解職ヲ承認スルコト
- 二 会社ハ該従業員ニ対シ一名ニ付日給六十日分ノ平均九十四日分ノ給付必
其スルコト
- 三 会社ハ該従業員ヲ他ニ先立ケテ雇入ル、コト
- 四 会社ハ見舞金一封(五百五十円)ヲ呈スルコト
- 五 金銭ノ受授ハ九月二日正午トス
- 右及申(通)報候也

25 9 17
1712

労務第三一五五群

昭和五年九月十五日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

青木鐵工場労働争議發生ノ件

要旨

標記工場事務不振ノ為メ従業員ノ賃金低下ヲ為シ年々ニテ管業成績中ノ処並未財政
難道迫リテ解職ニ至ルニ付本月一日解雇ノ予告ヲ為シタルニ後等ハ日本労働同盟主
事野虎一ニ交渉ヲ在リテ第八番主ト交渉中ナルニ未テ解決スレニ至ラズ交渉繼續中ナリ

標記工場ニ於テハ本月一日職工解入中野事慮折衝外ニ
名ニ對シ解雇予告ヲ為シタル如キ本月十二日日本労働總